

## 学校法人安城学園 役員報酬及び評議員報酬支給規程

第1条 理事、監事に報酬を支給する。

2 評議員に報酬を支給する。

第2条 学内の理事に年間、本俸月額の2.0ヶ月分を報酬とし、年度末に一括して支給するものとする。

2 学外の理事及び監事の報酬は理事長が別に定めるものとする。

3 評議員の報酬は理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成7年4月1日から施行する。

この規程の施行に伴い、学校法人安城学園理事手当て支給規程(昭和49年3月から適用)は、廃止する。

附 則

この規程は平成11年3月2日から改正施行する。(第2条 報酬額の改正)

附 則

この規程は2025年4月1日から改正施行する。(評議員に関する規定を新設)